

健生発 0928 第 1 号  
5 輸国 第 2416 号  
令和 5 年 9 月 28 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の  
一部改正について

我が国から欧州連合等向けに輸出する水産食品及びニュージーランド向けに輸出する二枚貝（ホタテガイの貝柱のみ及びその加工品を除く。）については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙 NZ-S1「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

農林水産省が認定した施設から輸出される製品に対する衛生証明書の発行については農林水産省輸出・国際局において実施しておりますが、令和 5 年 10 月 1 日以降、農林水産省各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）でも実施することとしました。これを踏まえ、手続規程の各別紙について下記のとおり所要の改正を行い、令和 5 年 10 月

1日から施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

- 1 別紙 EU-S1 について、以下の改正を実施。
  - (1) 農林水産省認定施設に係る衛生証明書を地方農政局等でも行うことができるよう、発行手続や申請書等を修正
  - (2) 養殖場等及び生産漁船の認定の取消し及び監視結果等の報告先について、輸出・国際局長のみへ修正
  - (3) その他所要の改正
  
- 2 別紙 NZ-S1 について、以下の改正を実施。
  - (1) 農林水産省認定施設に係る衛生証明書を地方農政局等でも行うことができるよう、発行手続や申請書等を修正
  - (2) その他所要の改正